ホームページでも他のセミナー詳細がご覧いただけます(セミナーのお申込もできます) ご好評につき内容を大幅更新して再演 5回目 https://www.kinyu.co.jp

回覧				
----	--	--	--	--

# 暗号資産の法務と最新実務

~資金決済法・金商法改正、FATF ガイダンスがもたらす暗号資産ビジネスへの影響~

ながせたけし

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁

#### 2019年10月29日(火)午後1時00分~午後4時30分 日時

2019年6月、暗号資産カストディ業務や暗号資産デリバティブ取引、STO、暗号資産に係る不公正 取引規制等について新たな規制を取り込んだ資金決済法及び金商法等の改正法が成立し、来年6月ま でに施行されることが見込まれています。かかる改正法の施行により、暗号資産交換業を中心とした 暗号資産ビジネスに対する規制はさらに強化される一方、ICO に関する自主規制規則が策定されるな ど、ルールが明確になることによって新たなビジネスチャンスが生まれてきています。

また、本年6月、マネロン対策における国際協調指導等を担う FATF(金融活動作業部会)より、暗号 資産交換業者を含む仮想通貨サービスプロバイダー (VASP) に対する監督法規の整備を明確化するガイダ ンスが公表され、暗号資産ビジネスに対する国際的な規制環境も大きく変貌していくこととなります。

本セミナーでは、多数の暗号資産案件を取り扱った経験に基づき、自主規制規則や資金決済法・金商法 改正、FATF ガイダンスの内容を含む最新の規制動向の要点を解説するとともに、新たな規制環境下での 暗号資産ビジネスに係る実務上のポイントと法的論点について、最新の情報に基づき解説いたします。

## 1. 暗号資産と暗号資産交換業

- (1) 暗号資産・暗号資産交換業規制の概要
- (2)登録申請と実務上の留意点
- (3) 自主規制規則の概要

## I C O (Initial Coin Offering)

- (1) ICO 自主規制規則の概要
- (2) ICOの実務上の留意点

#### 3. 暗号資産交換業規制に抵触しないトークンビジネス

- (1)「暗号資産」に該当しないトークンビジネス
- (2)「暗号資産交換業」に該当しないトークンビジネス

#### 4. 新たな種類のトークンと法規制

- (1) Stable Coin と法規制
- (2) Non-Fungible Token と法規制

#### 5. 暗号資産改正法の内容

- (1) 資金決済法改正法
- (2) 金商法改正法
  - ① STO 規制 ② 暗号資産デリバティブ取引 ③ 不公正な取引に係る規制
- (3)経過措置

#### 6. FATFガイダンスと暗号資産ビジネスへの影響

これからの暗号資産ビジネスの展望

#### 【講師紹介】

2009 年弁護士登録、2016 年ニューヨーク州弁護士登録。東京大学法学部・University of Pennsylvania Law School 卒 (LL.M., Wharton Business and Law Certificate)。2013 年金融庁総務企画局企業開示課出向。2015 年~2017 年国内大手証券会 社出向。金融庁・証券会社への出向経験を活かし、仮想通貨案件をはじめとするフィンテック、ファイナンス、レギュラトリー、各国競争 法、M&A、危機管理・不祥事対応、知的財産案件等を多数経験している。

主要著書等:「The Legal 500 & The In-House Lawyer Comparative Legal Guide Japan: Fintech」(The Legal 500: Fintech Country Comparative Guide、2018 年 11 月)、「The Virtual Currency Regulation Review」(2018 年 10 月、The Law reviews)、「Fintech 法務ガイド[第 2 版]」(株式会社商事法務、2018 年 10 月)(共著)、「ソブリン・サムライ債に係る債券管理会社による任意 的訴訟担当の可否--ソブリン・サムライ債に係る債券管理会社による任意的訴訟担当が否定された事例」(判例時報 2014年1月1 日号(No.2202))(共著)、「上場企業の資金調達の円滑化に向けた施策に伴う開示ガイドライン等の改正-「勧誘」に該当しない行 為の明確化および特に周知性の高い者による届出の待機期間の撤廃-」(旬刊「商事法務」2014年10月25日号(No.2046))(共 著)等。 ※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい

金融財務研究会

https://www.kinyu.co.jp

Facebook: https://www.facebook.com/keichoken Twitter: https://twitter.com/#!/keichoken Blog: https://www.kinyu.co.jp/blog/

開催日

2019年10月29日(火)

13:00~16:30

会 場

<sup>茅場町・</sup>グリンヒルビル 金融財務研究会本社 セミナールーム

東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 TEL 03-5651-2030

地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅 6番出口より徒歩1分

(開場は開演の30分前です。)

1名につき35,900円

(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいた

込 先

参加費

金融財務研究会 ホームページ https://www.kinyu.co.jp/

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリンヒルビル TEL 03-5651-2030 **FAX 03-5695-8005** 

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申込いただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および経営調査研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお願いいたします。)ご記入いただきました個人情報は、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

# 普通預金 口座名 (株)金融財務研究会

三菱 UFJ 銀行 本 店 1642356 三井住友銀行 本店営業部 7397637 三菱UFJ信託銀行 本 店 2818151 みずほ銀行 東京営業部 1427715 三井住友信託銀行 本店営業部 2993982 りそな銀行 東京営業部 1693669

切らずにこのままお送り下さい

FAX 03-5695-8005

暗号資産の法務と最新実務 10/29 参加申込書

2019年 月 日

東京 証券会館 募 吉野家

グリンヒルビル

内藤証券

消防署●

公園

金金

製粉会館

●第二 証券会館

ヒルック: 茅場町

薬局●

永代通り

■三菱東京 ■UFJ銀行 ATM

スマイル ホテル日本橋

ローソン

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会 社 名	TEL FAX E-Mail		
	所 在 地	₹		
	参加者ご氏名		部課名	
	IJ.		IJ	
	IJ		IJ	
	IJ		IJ	
*セミナーコート゛ 1983 (Law-k191983)	書類送付先(同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課』 FAX	名